

税務行政をただす全国集会

＝天下りを糾弾＝

税務当局の倫理感マヒ浮きぼり



全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷
5-20-11
第1シルバールビル5F501号
電話 03(354)4162

発行人 石亀邦俊
編集人 徳重寛之
広報部長



去る十月十六日、税務行政をただす会（会長・向山佳宏氏）主催の税務行政をただす全国集会が、東京有楽町の第一生命ホールに於いて午後一時より、開催された。

当日の会場は、中小企業団体、税理士試験受験者、消費者団体等の各団体をはじめ、全国各地からの税理士の代表が参集し、八百十数名の参加者で立錫の余地のないほどに会場は埋めつくされた。

マスコミ、国会等で取り上げられ、国民に税務行政の不信感をつのらせている国税幹部職員の退職時の税理士顧問予約問題は、国民の強い廃止の要望にもかかわらず、国税庁長官は「天下り顧問税理士のあっせんは今後も続ける」という、聞き直りともとれる答弁で、国税当局の倫理感のマヒしていることを、白日のもとにさらけだした。

会場には、この腐敗した税務行政を激しく糾弾する声が満ち溢れ大阪、名古屋、東京等各地の被害状況、腐敗した税務当局の姿勢が次々と明るみに出されるに及び、会場から緊急動議が出され、この全国大会を契機に、強引な天下り等で被害を受けた納税者の告発を受ける窓口を常設する方針が採択された。

大会は、別掲の大会宣言を採択し、国税庁、国税局、大蔵省、会計検査院、総理府に抗議団を、衆参両院に陳情団をそれぞれ派遣し国税当局の顧問税理士のあっせんの即時廃止、不当な天下りの根源ともいふべき税理士特別試験制度の即時廃止を強く訴え、さらに国民にこの問題の本質を理解してもらうため、街頭へ出て、都内六六ヶ所でピラマキを行なった。



大蔵大臣等へ要望書

— 税務行政をただす会 —

声 明 文

税務行政をただす全国集会

一、私たちは、権力を背景にした
国税幹部職員の不当な天下りを
断固糾弾する。

一、私たちは、国税幹部職員の不
当な権力行使を排撃するよう国
民各層に訴える。

一、私たちは、国民に多大な被害
と不信を与えている現在の行政
の姿勢をただすよう強く国税当
局に要求する。

一、私たちは、不当な天下りの根
源ともいふべき税理士特別試験
制度の廃止を強く訴える。

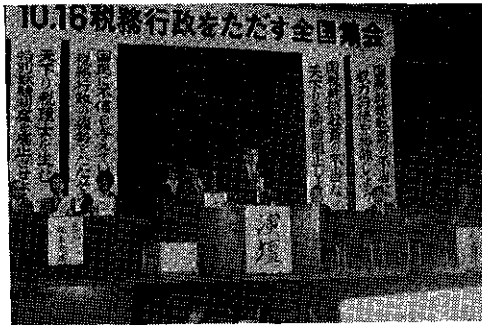
一、私たちは、国民全体の奉仕者
であることを忘れた、国税当局
の姿勢をただすよう強く訴える
昭和五十三年十月十六日

税務行政をただす会

大会スローガン

一、国税幹部職員の不当な天下り
を断固阻止しよう。

二、国税幹部職員の不当な権力行
使を排除しよう。



要 望 書

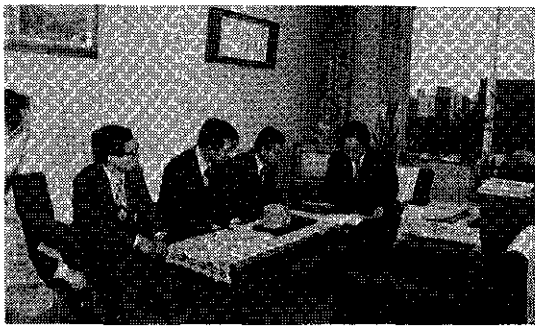
私たちは、各種報道機関で報道
された国税幹部職員の天下り顧問

三、国民に不信を与えている税務
行政の姿勢をただそう。
四、天下り税理士を生む、特別試
験制度を廃止させよう。
五、国民全体の奉仕者理念を忘れ
た国税当局の基本姿勢をただそ
う。
昭和五十三年十月十六日
税務行政をただす会

税理士問題につき、国民、納税者
として極めて憂慮にたえません。
とくにこの問題は、公務員の地
位利用による不当行為の防止機能
を立法趣旨とする税理士法四十二
条と重要なかわりを有しており
本条に関して、去る53年7月8日
大阪地検特捜部が下した判断は、
私たちにとって到底納得できるも
のではありません。
「国税幹部職員の天下り顧問税
理士」の実態の概要は次のとおり
であります。

一、国税幹部職員に対する在任中
の顧問予約のあっせんは、全国
の国税局において、毎年統一的
組織的に行われ、あっせんの件
数はほう大にのほっているもの
と思料される。
二、あっせんは、顧問税理士とし
て、税理士業務を行うことを前
提として予約が要請され、圧力
による押し付けや、課税の減額
等によってまで行われているこ
とが明らかにされている。
三、顧問先として、一定の信頼の
おける企業等が選定されている
ということは、税務行政が、一
部の幹部職員のために、天下り
先企業選定のための資料を提供
していることになり、その事実
が指摘されている。

四、税理士業務には、相談の場合
電話等によって、必要な指導な
いし指示をすれば、所期の目的
を達するものもある。
五、署長出身税理士等が立会え
ば、調査官は在任中の部下にあ
たり、物を言わなくとも、それ
以上に顔をきかせることも可能
となり、明らかに税理士業務に
該当すると言わねばならない。
六、顧問報酬は、前記のとおり、
税理士業務を行うことを条件と
した予約に基づいて支払われる
ものであり、税理士業務を行っ
た形跡がなければ税理士法四十
二条に違反しないとの判断は、
前述の顧問予約の経過、実態等
からして、税理士顧問契約の本
質を見誤っているものと言わね
ばならない。
七、国税幹部職員の天下り税理士
に対する国税当局の顧問予約あ
っせんは、一般試験に合格した
税理士との公平を害し、憲法の
法の下の平等原則に反すること
となる。
八、税理士法四十二条を無視して
今後も退職直後から顧問料が支
払われるような顧問予約を国税
当局自らが強行しようとしてい
ることは、法を空文化させ、税
務行政への不信と疑惑を招き、
課税の公正を阻害し、国民の納
税意欲の低下を招来することは
必至であります。
かかる税務行政の姿勢をただす
ため、私たちは「税務行政をただ
す全国集会」を開催し、次のとお
り要望します。
空文化している税理士法四十
二条の立法趣旨と統一見解を明
らかにし、併せて同条の厳正な
運用を期すための措置を講ずる
こと。
昭和五十三年十月十六日
税務行政をただす会
会長 向山 佳宏
法務大臣
瀬戸山三男殿





要 望 書

最近の新聞、テレビ等の報道や国会での質疑のなかで明らかになっている、国税幹部職員の下下り税理士問題は、私たち納税者及び税務にたずさわっている者にとつて憂慮に耐えませぬ。

この問題の本質は、強大な国家権力をもつ国税当局の幹部がその地位を利用して自己の利益をはかることにあります。国税当局の天下り税理士斡旋行為は国民全体の奉仕者である公務員の義務を定めた憲法の精神を踏みにじるばかりでなく、国家公務員法や税理士法にも違反するものであります。こ

の天下り税理士問題をこのまま放置すると、企業の直接の被害にとどまらず、課税の公平がゆがめられ国民の納税意識を著しく低下させることは必至であります。国民の税務行政に対しては、強い不信と疑惑をほらし、その姿勢をただすため、私達は、「税務行政をただす全国集会」を開催し、次のとおり要望します。

- 1 退職時の顧問税理士のあつせんを一切廃止すること。
- 2 在職中における顧問予約を禁止し、違反者を厳しく罰すること。
- 3 税理士法第四十二条違反をエックするための有効な施策を講ずること。
- 4 不当な天下りの根拠ともいふべき税理士特別試験制度を即時廃止すること。

昭和五十三年十月十六日

税務行政をただす会
会長 向山 佳宏

大蔵大臣

村山 蓮雄 殿

国税庁長官

磯辺 律男 殿

東京国税局局長

渡部 周治 殿

要 望 書

私たちは、各種報道機関により報道された国税幹部職員の天下り顧問税理士問題につき、国民、納税者として極めて憂慮にたえませぬ。この問題は国会でも取り上げられ、税務署長が在任中に、その地位と職権を利用して、管内の優良法人と親しくしておき、退職後税理士を開業すると同時にこれらの優良法人のすべてに顧問入りするとか、歴代の大阪国税局直税部長が退職後税理士として、二五〇件から四五〇件の顧問先を獲得していることなどが指摘されました。

国税当局のあつせんを受け入れたために、近畿相互銀行の場合七階建になっていることや、東京電力は一七人の天下り顧問税理士が税務対策室をつくっているとか、顧問予約と引替に、税務調査に重大な手心を加えていることなどを

知るにつれ、国民、納税者の怒りは全国各地に沸き起っており、これは全国的な異常な反響となつて表われております。

このような地位利用、職権濫用を含む顧問先のあつせんは、全国的に、毎年継続して行われ、その件数はほう大にのぼるものと思料

されるところから、本件は、天下り先に対する不信や被害にとどまらず、課税の公正を著しく阻害し納税意欲の低下を招来することは必至であります。かかる税務行政の姿勢をただすため、私たちは、「税務行政をただす全国集会」を開催し、次のとおり要望します。

国税幹部出身税理士の天下り先に対する会計検査をやり直し、その結果を国民に公表すること。

昭和五十三年十月十六日
税務行政をただす会
会長 向山 佳宏

会計検査院
院長 佐藤 三郎 殿

陳 情 書

私たちは、各種報道機関により報道された国税幹部職員の天下り顧問税理士問題につき、国民、納税者として極めて憂慮にたえませぬ。この問題の本質は、強大な国家権力をもつ国税当局の幹部が、その地位を利用して、または職権を濫用して自己の利益をはかることにあります。国税当局の天下り税理士斡旋行為は、国民全体の奉仕者である公務員の職務義務を定めた憲法の精神を踏みにじるばかりで

なく、国家公務員法や税理士法にも違反するものであります。この天下り税理士問題をこのまま放置すると、企業の直接の被害にとどまらず、課税の公正が阻害され、国民の納税意欲を著しく低下させることは必至であります。

国民が税務行政に対しては、強い不信と疑惑をほらし、その姿勢をただすため、私たちは、本日「税務行政をただす全国集会」を開催いたしましたので次のとおり陳情いたします。

- 特段のご理解と、ご尽力をお願い申し上げます。
- 一、不当な顧問税理士の斡旋を一切廃止させること。
 - 二、国税幹部職員に対する在職中の顧問予約を禁止させること。
 - 三、空文化している税理士法第四十二条の厳正な運用を期す措置を講じさせること。
 - 四、天下り税理士の根拠ともいふべき税理士特別試験制度を廃止させること。
 - 五、国民全体の奉仕者であること

を忘れた、国当局の姿勢をたださせること。

昭和五十三年十月十六日

税務行政をただす会
会長 向山 佳宏

先生

主張

天下り税理士問題

十月十六日、天下り税理士問題に対する全国集会在、東京で開催され、八〇〇名を超える参加者を得たことは、この問題に対する関心の深さを示すと同時に、国税当局の税務行政に対する強い不信任の現われであろう。

大阪に端を発した天下り税理士問題は、マスコミ、国会等の追求で、国税当局が退職する国税幹部職員に対して全国的に、しかも組織的に顧問先企業を斡旋していることが明らかとなった。

当局のこの問題に対する姿勢は
一、退職勧奨者への顧問先あっせんは人事行政上必要である。
二、企業側のあっせん要請もある
三、顧問契約を結んでいても、現実に税理士業務を行っていないければ税理士法第42条違反にはならない。
四、今後ともあっせんは続ける。等終始強硬である。
しかし、この様な詭弁で言いがれができないことは明確である。全青税のアンケート結果(別

掲参照)によれば、そのあっせん予約の形態は、税務調査中に相当数の予約要請をし、しかも自分の部下を使つての要請を行なっている事実が報告されている。正に権力を背景とした、職権の乱用であり、国家公務員法に違反していることは明白である。「税理士業務は行なっていない」の発言に至っては、啞然として言葉を失う。月平均四万円以上の顧問報酬を企業側が支払っているという事実「今度退職するAを顧問税理士として

この様な国税当局の姿勢は、国民に税務行政に対する不信をつのらせ、しいては、納税意欲の低下をまねくことは必至である。我々税理士を現行法で監督する立場の国税当局がこの様な姿勢を貫く限り、税理士の社会的地位なぞ雲散霧消してしまうことを我々は銘記すべきである。

見せかけの自主規制

天下りに対する批判をかわすためであろうか、十月二十四日、全

天下り税理士の絶滅のため、継続的運動を！

国税局総務部長会議において

一、今後顧問先のあっせんは、国税局に窓口を一本化
二、あっせん業務は人事担当者に限り、退職者の同僚部下によるあっせを禁ずる。

との申し合せ事項がなされた。しかし、国税当局の姿勢はいぜんとして変っていない。今後は更に強く国税当局の姿勢を糾弾し、あっせん廃止をせまる運動を展開していかなければならない。それと同時に我々は、天下り税

理士問題の根源ともいふべき、特別税理士試験制度の廃止と、それに変わる資格認定制度の導入を阻止するため、強力に税理士法改正運動を推進しなければならぬ。

税理士法改正

税理士界(第74号)源流いわく「税理士法改正法律案の国会上程は来年三月ないし四月頃と見込まれ、日税連としては、改正法律案は、遅くとも十二月までに示してほしいものである」と法改正の見

先日(の)正副会長会に於いて、この問題に対し、四元専務理事は、明確な回答を避け「私共を信頼してほしい」と答弁した。ごく一部の幹部が、窓口となり折衝は続いている模様である。日税連はごく一部の執行部の独占物ではない。基本要綱に沿った法改正は我々全税理士の悲願である。この重大な時期にすら、この様な行動を行う日税連執行部の猛省を促したい。

日税連「基本要綱」を大きく逸脱！

十一月日税連・日税政は「税理士法改正に関するお願い」(外部団体関連問題)を作成し、自民党代議士に配布した。内容については、別掲を参照されたいが、この重大な問題が、日税連税対で審議されていない。しかも、一部日税連幹部の独走により、基本要綱を大きく逸脱し、現行法よりも大きく後退するものが配られた事は決めて憂慮すべき事である。前述の窓口の問題、二億円基金問題と日税連一部執行部の独善ぶりが顕著になってきている。

基本要綱が法改正の最大の障害とも堂々と発言している日税連幹部の姿勢は、きびしく追求されなければならない。

一般消費税・税調試案について

法対策部長 稲 葉 恭 治

全国青年税理士連盟は、一般消費税に関して付加価値税研究の時期を含めて相当長期間にわたり深く研究を行なってきた。その結果終始一般消費税導入に反対し、税制調査会の小倉会長とも面談し、要望書を提出して、一般消費税導入を断念するよう訴えてきた。

これまでの研究を踏まえて、私達は一般消費税について主に次のような問題点があると指摘してきた。

- 一、一般消費税は「大衆課税」及び「税負担の逆進性」という側面を有する不公平税制である。
 - 二、一般消費税は中小零細業者に苛酷な負担を強いる税制である。
 - 三、一般消費税は物価上昇をはじめ国民の広範な段階の負担を大きく増加させる税制である。
 - 四、一般消費税は国民の広範な部分を税務当局の強い監視のもとに置く税制である。
 - 五、一般消費税は財政危機の安易な「解決策」にはかならない。
- 今回の税制調査会の試案によれば、以上のような問題点に対し、

次のような配慮をしたと「基本的考え方」で表明している。

- 一、「税負担の逆進性」の緩和をはかるため、食料品を原則として非課税とした。
- 二、中小零細事業者に対する課税の影響等を考慮した結果、

(一)「仕入控除方式」を採用し、税率も単一税率として、事務量の負担の軽減をはかった。

(二)広範囲に小規模零細事業者を新税の対象外とするようにした

(三)申告納付は法人税、所得税と併せて行なうことを原則とし、また、国税犯則取締法による通告処分制度の対象としないこととした。

以上のような「基本的考え方」に基づいて作成された税調試案により、果して、私達が今まで指摘してきた一般消費税のもつ問題点は解消されたのであろうか。以下これについて検討を加えてみよう

■大衆課税と税負担の逆進性

原則として食料品は課税対象とせず、医療、教育も除くとしているが、その他の消費については全

て課税され(免税業者からの購入には課税されないようにみえるが免税業者の仕入れには課税されているため、実質税負担をすることとなる)、食料品といえども、包装材料等にかかれた税を負担することとなり、これには現行個別消費税のような選択性がないため低所得者階層や所得のない者まで消費生活を通じて税負担を強いることとなり、大衆課税であることにはかわりがない。

食料品を非課税としたことにより、大蔵省は「これで低所得世帯ほど負担率が高くなる逆進性が解消、むしろ軽い累進性さえある」と説明している。

この根拠は、総理府の「家計調査年報」(五十一年分)をもとに大蔵省が試算したもので、調査対象となった勤労者世帯五千三百九十世帯を所得の低い方から順に五分等分し、各グループの月額可処分所得(税引き後所得)に対する食費を除いた消費支出の割合を示すデータである。それによると、第一グループ五二・七%、第二グループ

五三%、第三グループ五三・四%、第四グループ五三・三%、第五グループ五六・三%となっており、所得の多い層ほどわずかに高くなっている。これにより、逆進性が解消されたとしている。

しかし、九月十三日の朝日新聞朝刊に掲載された朝日新聞社の試算をみると、大蔵省の説明と逆の結果が判明する。これは、調査対象となった全国五千三百二十六の勤労世帯を年収百万円未満から六百万円以上まで十六グループに細分する「五十二年家計調査年報」をもとに、税率を四%と仮定して、グループごとの食費を除いた消費支出から月額税額を計算し、さらに、実収入並びに可処分所得に対する税負担率を十六の所得階層別にはじき出したものである。大蔵省の試算と合わせるため、可処分所得に対する税負担率をみると、第一階層二・三%、第二階層二・四%、第三階層二・三%、第四階層二・二%、第五階層二・二%、第六階層二・三%、第七階層二・四%、第八階層二・〇%、第九階層二・二%、第十階層二・二%、第十一階層二・一%、第十二階層二・一%、第十三階層二・一%、第十四階層二・二%、第十

五階層二・一四%、第十六階層二・一五%となり、食費を除いたことにより逆進性が緩和されているが解消されていないことが明らかとなる。

また、最近の食料品は何らかの形で加工されており、包装費やビン詰めなどのピンなどに税がかかることを考慮すれば、逆進性は朝日新聞社の試算より強くなるであろう

■中小零細業者に与える影響は解消されない

一、実質的な「企業課税」となり企業間の格差拡大を生ずる

試案に示された「仕入控除方式」は一定期間の総体としての売り上げと仕入れを基礎として課税し、さらに税の納付時期も所得税や法人税と一致させようとしている。つまり、試案の「基本的考え方」に示された「税負担の転嫁」は制度的に保障されておらず、各業者が自己の手で解決しなければならぬ。従って大企業にとっては完全転嫁が可能であり、かつ、便上値上げもおこしやすすい反面、経済及び流通過程における弱者である中小零細事業者は、仕入先からは税金を上乗せされたり、販売先からは税金分の値引を要求されたりし、これらの要求に応ずるために「税負担の転嫁」を行なわな

となれば、自己の企業利益を犠牲にせざるを得ないこととなり、実質「企業課税」となる。一方、この要求に応じられない業者は取引先から排除されるおそれも考えられる。さらに「税負担の転嫁」を完全に実施するための要件である適確な記帳事務の面においても劣る中小零細業者と大企業との格差は拡大するであろう。

二、やはり事務量は増加する

「税負担の転嫁」が制度的に保障されていないため、完全な転嫁を行なうためには、売り上げ、仕入れ、その他の経費あるいは投資等の各取引にいたるまで常に税負担部分を考慮して事務処理を行なわねばならないため、事務量はやはり増加する。

三、簡易課税方式は推計課税の横行につながる

試案によれば「納税義務者のうち売上高が比較的少額な者について、事務負担の軽減を図るため簡易課税方式の選択を認め、売上高または仕入高等から税額を簡便に計算する途をひろくことを検討する。」として、事務負担の軽減を図ったこととなっているが、これは紛れもない推計課税であり、一般消費税で推計された数値が、所得税または法人税課税にも利用さ

れることとなり、ひいては税務行政全体に推計課税が横行することになりかねない。

■物価上昇の影響は大きい

大蔵省は「一般消費税導入の際これに見合せて物価が上るのは増税である以上上げられない。一般消費税の導入による物価上昇は本来一回限りであり、便乗値上げの防止等により一般物価上昇につながるの回避しよう。」と説明している。

しかし、試案が予定する「仕入控除方式」では、消費者にとって税額部分が不明確であるため、業者特に大企業にとつては便乗値上げはやりやすいといえるし、便乗値上げの防止をすといつても、付加価値税の施行にあたり便乗値上げの防止措置を講じた国家支配力の強い韓国でさえ便乗値上げによる物価上昇を回避出来なかった事実をみれば、日本において成功するといふ保障はない。

また、大蔵省では「たとえば一般消費税の税率を五%とすれば消費税物価への影響はその半分、つまり二・五%だけ物価を上げることになるだろう。」と試算しているがこれは非課税とした食料品の値上げを考へてのことであろうか。たとえば、社会党の試算(社会新報

第二一五八号掲載)によれば、野菜でも生産から出荷までの費用に含まれる税額分を加味すると二・二%上がるとしている。その他の非課税とされる食料品についても米麦〇・九%、肉製品二・二六%パン菓子一・七一%等と試算しており、消費物価への影響を簡単に税率の半分とする大蔵省の考え方は疑問である。

十月に発表された国税庁の民間

給与の実態調査(五十二年分)によれば、物価上昇が八・一%に対し、賃金の伸びは七・三%と実質では低下している。このような状況において、さらに前述のような物価上昇を考えれば国民に与える影響は計り知れないと言えよう。さらに、物価上昇は消費需要の減退を招き、下況の一層の長期化を招くことを考えれば、今後も物価上昇の反面賃金の上昇が望めないこととなり、国民にとつては大変な負担となろう。

■国税犯則取締法との関連は今だ不明

税調試案「基本的考え方」によれば国税犯則取締法上の間接国税と考へられ、また「具体的仕組み」によれば国税犯則取締法上の間接国税ではないにしても消費税である以上直接国税とは言えず、大変

不明確な税と言わざるを得ない。これから考察すれば、例えば「一般消費税法」の中に国税犯則取締法に近い内容のものを組込むのか全然そういった措置を講じないのかは不明である。

従つて試案内容だけで、税務調査が国税犯則取締法に準拠して行なわれないという保障はない。

■行政改革や不公平税制の是正が先決

税制調査会は財源不足を短絡的に一般消費税導入による増税へと結びつけている。

増税を行なおうとするならば、まず歳出の節減合理化、不公平税制の是正といったやるべきことをやった上で、長期的、総合的な展望にたった財政あるいは税制の改革を考え、その結果必要であれば増税を国民に問うといった手続が必要である。又、その時点で増税に対する国民の理解が得られたにせよ、古くからより民主的な租税制度であるといわれている直接税を中心に考へるべきであろう。

■結び

以上の通り私達が指摘してきた一般消費税のもつ問題点が試案により解消されないことは明らかである。一部ではEC型付加価値税であれば試案のもつ問題点は解決

されるのでは、といった意見もあるが、「消費課税」である以上、いかなる方式、配慮によつても問題点の緩和は出来ても問題点の解消は出来ないといえよう。

一般消費税導入を一たび許してしまえば、税率、非課税品の範囲や免税業者の範囲の手直しによりいくらかでも財源補給が出来ることとなり、このことは、政府が行政改革や不公平税制の是正に対し今以上に消極的となり、さらに行政の責任を容易に不公平な税制による増税というかたちで国民に転嫁できるということにほかならない。

衆議院予算委員会において、自民党の毛利松平委員の一般消費税導入に関する質問に対し、村山達雄大臣は、「財政の健全化のために国民に負担増を求める場合、既存の税制では限界があり、一般消費税の導入の方が、近代的是ないか。」と答弁している。近代税制の大前提は「応能負担の原則」ではなかったのであろうか。ヨーロッパ諸国が採用していることを考へて近代似的とも思っているのである。大蔵大臣の発言からも現在の政府が国民不在の行政を進めていることがはっきりした、ということ最後に述べておきたい。

税理士法改正の現況

税理士法改正対策本部

(1) 「基本要綱」無視の改正内容が去る九月十六日の日税連と国税庁、大蔵省主税局との税理士法改正問題検討会で、政府との接衝は終った。その後について税理士界七三九号で四元専務理事は「大蔵当局と自民党税理士問題小委員会

は密接な連絡のもとに税理士法改正素案(タタキ台)作りにとりかかる模様である。」と述べ、さらに「大蔵当局と自民党の素案作成に当っては、日税連の基本要綱そのものはタタキ台にしない旨申し渡されており、…中略…。結果、基本要綱の条項中には、涙を吞んで断念しなければならぬ部分が出てくるのはやむを得ない次第である」と述べている。この涙を吞んで断念しなければならぬ部分は何んであるか不明であるが、昨年十二月二七日の国税当局との懇談会での

当局の発言「法改正を基本要綱達成への当座的ワン・ステップと考える必要もない」やその後の「源流」欄の一部執行部による示唆から推察すれば、「基本要綱」の基本的考え方である、税理士の使命・自主権の確立・代理権の明確化

・特別試験の実質的廃止が実現するか一層疑問になってきた。今回の法改正でこの基本的考え方を断念することは、法改正の意義を失うものである。

十一月も中旬の現在、改正素案が日税連に示されていないようである。日税連の運動計画大綱によつて改正素案は直ちに各単位会に通知して当該案に対する判断を求ることになっているが、単位会は求められていない。従つて日税連山本執行部が発表してきた十二月始めの通常国会会程は不可能となった。今後何時改正素案が提示されるのか、あるいは提示されなくなつたのか不明である。

少くとも確定申告の多忙時の十分な審議による判断は避ける必要がある。

(2) 税理士制度崩壊をねらう青申会 全国青色申告会総連合が七月に発表している「税理士法改正に関する要望・意見」すなわち①会計業務を税理士の付随業務とすべきでない②決算書等は税務書類に含まるべきでない③所得税の確定申

告書はだれが作成してもよいとすべきである。④確定申告書の作成をした者が税務調査に立会うことができることとすべきである。等主張している。これらの主張の内容は青申会が税理士業務を行うためのものである、我々はこれに反論する必要がある。

①は税理士が日常会計業務を行っているので、会計業務を行うことが出来る旨を法定するだけで、これによつて青申会は何らの支障も発生しない、②③④については税理士法二条で規定している税理士業務を税理士の独占業務からはずして、だれでも自由にこれらの業務を行うことが出来るようになる主張である。このようなことになれば税理士の職域は大幅縮小となり税理士制度の崩壊につながる重大問題である。これら青申会の主張を我々は理解できない。

青申会の「みなし法人課税制度の運動」等の成果は納税者の立場からの主張であり敬意を表するものである。我々の主張は納税者国民の権利を守ることを可能にするための改正である納税者の要請によつて税理士制度が存在するところから当然の主張である。この点青申会も理解をしてほしい。

日税連は直ちに全国青色申告会

連合に「基本要綱」の考え方の理解を求める努力をする必要がある。

(3) 「臨税」は廃止すべき 全国商工会連合会も税理士法改正について意見を表明している。その内容は①税務相談を税務書類の作成についての相談まで拡大し税理士の独占業務とすることは認められない、②税務書類の範囲を財務書類まで拡大し、税理士の独占業務とするのは、経営改善普及事業における記帳指導が事業主自らの経営実態の把握により、その改善をしようとする本来の目的をゆがめる。③「臨税」制度を廃止することは納税者不在の独善的意見であり絶対に認められない。

また日本商工会議所は①商工会の①と同様税理士法第二条一項に規定する相談以外の一般的な税務指導は税理士法に抵触しないことを明確にされた。

②商工会議所が相談指導事業を行うため税理士を委嘱するときの人員選につき自由に選択できるよう措置された。と主張している。

ここでは「臨税」のみを考えてみる。現行法は租税の申告時、災害等があった場合に、税理士以外の者に臨時に税務書類の作成ができるとする。本来例外的制度であるが弾力的運用と称し、昭和四十

八年からは商工会の経営指導員にも資格が付与され拡大されている。現在税理士の数は多数となり立法当時の事情と変化しておりこの制度を存置する必要がなく、例外規定は廃止すべきである。日税連はこれらの団体に理解を求め、法域侵蝕には毅然たる態度をとる必要がある。

(4) 手続き無視の「税理士法改正に関するお願い」 去る十月十三日自民党税制議員懇話会の常任世話人会が開催されたこの常任世話人会に、日税連は「税理士法改正に関するお願い」を提出した。お願いの主旨は①税理士業務の対象税目、②税務書類の作成範囲、③附随業務として的一般会計業務、④税理士試験の新科目「税理士法」⑤「登録即入会制」の採用並びに税理士登録をした弁護士の入会、⑥通知公認会計士特例、の六項目である。

これら六項目をこの時期に自民党税制議員懇話会常任世話人会にお願いしたのは、どのような意味があるのだろうか。前記した青色申告会の要望や、商工会・商工会議所・行政書士会・公認会計士協会等の団体が税理士法改正に反対の立場から活発な動きがあるためこれに対応してのものと思われる

しかしこのお願いの文言「日本税理士会連合会が希求してきた税理士法改正問題は、お蔭様で曙光を見つありますが、なお外部団体に関連する次の問題について、特に先生の御理解と御支援を賜わりますようお願い申し上げます」として前述の六項目について理由を記しお願いをしている。

この文言からすると、外部団体に関連する六項目が特に税理士法改正の重要項目として国会議員に要望したようにも考えられるがどうであろうか、税理士法改正の最も重要項目、すなわち税理士の使命、自主権の確立、代理権の明確化等を今後要望する旨が不明確であることから、重要項目を欠失しただけである。

しかも問題は、このようなお願いが日税連のどの機関で検討されたのか不明で、日税連一部幹部によって作成された正規の手続を無視して提出されていることである。税理士会全体の運動が一部幹部のみで進められることは危険である。日税連税対には合宿を重ねて作成された税理士の使命、自主権等の研究成果がある、これら重要項目を税制議員懇話会にお願いすべきであった。今後日税連は重要項目の要望を早急にすべきである。

次に④の税理士試験の新科目「税理士法」についてお願いをしているが、「基本要綱」にない一般試験制度の改正に関するものであり、日税連の機関決定特別試験制度を完全に撤廃後に一般試験制度を改正すべきとする決定を無視し、試験科目に「税理士法」を創設して弁護士・公認会計士等にも課そうとする目的である。

ところが「税理士法」を試験科目とするのは①税務行政の補助機関化している現行税理士法の考え方をテストしてから税理士資格を与えることになる、②法律の専門家たる弁護士に受験させることは無理があり創設の目的が達せられない、③他の試験科目と比較して容易すぎることも多くの問題点を有する。従ってこの要望はすべきでなかったと思われる。

特別試験制度は昭和三十一年に五年間の時限立法として規定され一時的に計理士や国、地方団体の税務職員に実務経験を大幅に加味して救済措置をしたが、今や例外の特別試験の合格者は一般試験の合格者を越える状況である。また新聞等で大々的に報道され納税者とのゆ着を指摘された天下り税理士の原因になっている。さらに特許違憲訴訟で明らかとなってきた

法の下の平等原則に反する等の不合理性を内包する特別税理士試験の廃止をあらゆる機会に強力な訴えを国民にして行かねばならない

(5)会員の納得する法改正資金を
去る十月二十六日の日税連臨時総会で、日税連会則に第五十九条の二(特別会費)を加えることが承認された。日税連が法改正資金として、五十四、五十五年度に会員一人年間三千五百円の特別会費を徴収するというものである。この特別会費を原資として、二億円を市中銀行から借入れるとのことである。

そして日税連は単位税政連に寄付金、貸付金として支出し、単位税政連から日本税政連に集められる。日本税政連は近く予想される衆議院議員選挙や、税理士法改正関係対策のため政治献金に充当することである。この資金は日本税政連が直接使用するわけで、政治活動を行うために日税連が強制的徴収するところに問題がある。

政治資金規制法第二十二條の七①は「何人も政治活動に関する寄付のあつせんをする場合において……組織の影響力を利用して威迫する等不当にその意思を拘束するような方法で、当該あつせんに係る行為をしてはならない」と規定

している。また我々税理士は税理士法で会則を守る義務があるわけ(税理士法第四十九条の八)我々の意思に反する場合でも会費という名目で徴収されることになる

この第二十二條の七①の組織の影響力を利用しての威迫行為に該当する疑いがあり、このような特別会費の徴収は法的にも問題を含んでいる。

また大竹日税連税理士法改正対策委員長は、東京税理士会理事会で、法改正に三億円も必要なのかとの質問に答えて「税理士法改正に現在三億円必要かどうかについては詳細にはわからない(東京税理士界二九一号)と述べている。

日税連法改正の直接責任者の知らない事項が日税連執行部から出されるようで、一部日税連幹部の独断によって会務運営がされている証左である。さらに日税連執行部の基本姿勢が「基本要綱」実現の改正運動を真に実行しているのか疑問を有するので、特別会費の徴収には反対である。

日本税政連は法改正資金を要するならば、具体的に法改正内容を明示して必要理由を全会員に訴えるべきである。そして必要とする日本税政連が直接会員に呼びかけ会員の意思による資金を集めても

らいたい、会員が法改正内容に納得するならば、その資金集めは困難とは思われないからである。

(6)法改正運動の再検討を
日税連の法改正運動はあまり前進していないようである。国税当局との検討会も終了したが日税連に改正素案が提示されていない。一部には改正素案は税理士会に提示されず政府提案の形で出てくると推測するものもある。改正運動の進め方にも大きな疑問が生じてきたといえる。現状では来年改正素案が遅れて出たとしても、前記したように「基本要綱」無視の改正内容となる。

我々は長年かけて作成し機関決定された「基本要綱」に沿った法改正を望む、このため日本税政連の政治力を最大限活用して、効果的運動を展開する必要がある。

今後最大の努力をしても、日税連主張の「基本要綱」の考え方が国税当局等にどうしても理解されないのなら、日税連は勇気を出して今までの改正運動が正しかったのか再検討すべきである。そして我々が主張する国民のための税理士制度確立を国民各層に訴え、全党の国会議員に訴えて、真に税理士一人一人が行動を起し得る法改正運動を実現せねばならない。

らいたい、会員が法改正内容に納得するならば、その資金集めは困難とは思われないからである。

(6)法改正運動の再検討を
日税連の法改正運動はあまり前進していないようである。国税当局との検討会も終了したが日税連に改正素案が提示されていない。一部には改正素案は税理士会に提示されず政府提案の形で出てくると推測するものもある。改正運動の進め方にも大きな疑問が生じてきたといえる。現状では来年改正素案が遅れて出たとしても、前記したように「基本要綱」無視の改正内容となる。

天下り税理士実態報告書 (中間)

—昭和53年9月実施—

1. はじめに

権力を背景とした国税幹部職員の優雅な天下りの実態が次々と明るみに出され、全国的・組織的規模で行なわれていることが明らかになっています。

そこで、私共、全国青年税理士連盟は、この天下り税理士問題を税理士制度や税務行政に与える影響が大きいと考え、全国の税理士会員より無差別抽出により6,000名の会員に対して、アンケートを実施し、ここにその報告をまとめました。

2. アンケート結果の概要

私達が行ったアンケートの中間集計によれば、天下り税理士の予約申入れを受けた顧問先をもつ税理士は全国で約41%に及び、その予約先企業は約42%が優良法人であるという結果が出ている。

そして、これらの予約申入れは本人と部下からの申入れが約53%、署及び一部幹部のために局の斡旋が約47%となっており、国税当局が総がかりで、優良顧問先の選択とこれら優良法人に対する斡旋に努力していることがわかる。

しかし、天下り顧問税理士は、調査に立会わずが約60%、決算書を作成せずが約94%、申告書を作成せずが約87%と、一般試験に合格した税理士が、毎月、記帳や相談、税務調査立会いに大半を費すのに比し顕著な違いである。

しかも訪問回数も年0～3回が約72%と顧問先に対する訪問回数も極めて少い、また決算書、申告書作成せず

の中に注書として、決算書、申告書の書き方が分からないために作成せずという回答もかなりの数を占めた。それにも拘らず、一般の税理士が、月次業務等を前提として、月額顧問報酬は2～3万円が標準的であるのに比べ、天下り顧問税理士は、それ程業務に関与せず、訪問回数も極めて少ないにも拘らず月額平均43千円の顧問報酬を受領しており、月額10万円、15万円という高額な報酬を受領しているものもある。

これら顧問先企業の反応は、止むを得ないとして受入れているもの約78%、解除したいもの約17%、合計95%の顧問先が、天下り顧問税理士を歓迎していない結果がでている。

天下り税理士に対する報酬については企業側の反応とも関連し、月次ないし年次業務に関与することは極めて少なく、多くは「保険料」ないし「寄附金」的な考え方で支払われているとも言われている。

このように、国税当局自ら、歓迎されない天下り顧問税理士を、報酬に対応する業務を考慮せずに企業に対して組織的に押し付けている事実は極めて重大である。

さらに、これら企業に天下りした税理士は、天下り先企業に対し在任中の地位ないし、権限を利用した国税局への働きかけによって、事前に税務調査の有無をキャッチしたり、調査の中止や、課税の減額等で極めて重大な手心を加え、課税の公平を阻害している事実が数多く指摘されるなど、不信と疑惑を招く行為を重ねている結果が出た事は、極めて憂慮すべきことであり、かかる税務行政の姿勢は厳しく問われねばならない。

== 天下り税理士実態調査報告中間 ==

1. 回収状況

総 数	6,000通
全国の税理士会員より無差別抽出により行なった。	
回収調査票	884通 (53.10.15現在) (内無記入 4通)
回収率	14.7%

2. 実態報告

(注) 回答数は実回答項目記入票数を集計しましたので、それぞれの数値は総回答者数と一致しません。

① 顧問先に対して顧問の予約の要請を受けたことがありますか。

① ある 366件 (41%) ② ない 514件 (58%) ③ 無記入 4件 (1%)

- ② ① 予約要請を受けた法人は優良法人ですか。
 ① はい 146件 (42%) ② いいえ 204件 (58%)
- ③ 予約はどのような状況で要請されましたか。
 ① 税務調査中 (140件)
 a 本人の申し入れ 30件 (21%) b 部下からの申し入れ 48件 (34%)
 c 局の斡旋 26件 (19%) d 署の斡旋 36件 (26%)
 ② ①以外で (224件)
 a 本人の申し入れ 50件 (22%) b 部下からの申し入れ 66件 (29%)
 c 局の斡旋 42件 (19%) d 署の斡旋 66件 (30%)
- ④ 予約要請を受けた結果どうでしたか。 (305件)
 ① 断わった 121件 (40%) ② 顧問になった 184件 (60%)
- ⑤ あなたの顧問先で天下り税理士が関与していますか。 (いわゆる2階建以上) (802件)
 ① いる 276件 (34%) ② いない 526件 (66%)
- ⑥ 天下り税理士が顧問となると、顧問先より相談を受けましたか (270件)
 ① はい 166件 (61%) ② いいえ 104件 (39%)
- ⑦ 天下り税理士の関与先の訪問回数 (94件)
 年 0回 34件 (36%) 年 7回～9回 2件 (2%)
 年 1回～3回 34件 (36%) 年 10回以上 6件 (7%)
 年 4回～6回 18件 (19%)
- ⑧ 天下り税理士は、調査の立会をしますか。
 する 70件 (40%) しない 104件 (60%)
- ⑨ 天下り税理士は申告書の作成をしますか。
 する 22件 (13%) しない 144 (87%)
- ⑩ 天下り税理士は、決算書の作成をしますか。
 する 8件 (6%) しない 128件 (44%)
- ⑪ 天下り税理士の月額顧問報酬はいくらですか (154件)

月 額	1万円	2件 (1%)	月 額	5万円	55件 (36%)
〃	1.5万円	1件 (1%)	〃	6万円	4件 (3%)
〃	2万円	19件 (12%)	〃	7万円	3件 (2%)
〃	3万円	56件 (36%)	〃	10万円	5件 (3%)
〃	4万円	4件 (3%)	〃	15万円	5件 (3%)
- ⑫ 天下り税理士の関与により影響 (被害) を受けたことがありますか (222件)
 ① 顧問契約解除 86件 (39%) ② 報酬の値下げ 14件 (6%)
 ③ 仕事がやりにくい 98件 (44%) ④ その他 24件 (11%)
- ⑬ 天下り税理士に対する顧問先企業の反応 (346件)
 ① 喜んでいる 16件 (5%) ② やむをえない 272件 (78%)
 ③ 解除したい 58件 (17%)

⑭ 天下り税理士の具体的例をお書き下さい。
別掲Ⅰ記載のとおりです。

⑮ あなたは、元署長、副署長等高級税務職員出身者で高額所得者（公示所得 1,000万円以上）の例を知っていますか（682件）

① はい 118件（17%） ② いいえ 564件（83%）

⑯ 天下り税理士の是正の方法として、次の方法は効果があると思いますか。

(イ) 特別試験の廃止（786件）

あ る 766件（97%） な い 20件（3%）

(ロ) 税理士法第42条の強化（666件）

あ る 560件（84%） な い 106件（16%）

(ハ) 税理士の自主権の獲得（704件）

あ る 594件（84%） な い 110件（16%）

(ニ) 綱紀規則の強化（614件）

あ る 406件（66%） な い 208件（34%）

(ホ) 国税庁長官の自粛通達（634件）

あ る 268件（42%） な い 366件（58%）

(ヘ) 国家公務員法の強化（638件）

あ る 446件（70%） な い 192件（30%）

⑰ 天下り税理士問題についての所感をお願い致します。

① 天下り税理士問題は特別試験制度の弊害の一つと思われませんが、他の弊害の例があればあげて下さい。

別掲Ⅰ記載のとおりです。

② その他お気づきの意見をご記入下さい。

別掲Ⅱ記載のとおりです。

<別掲Ⅰ>

天下り税理士の具体例

具体例記入	有	160件（18%）
〃	無	714件（82%）
計		874件

3～4度依頼されたので断りきれなくなり顧問になってもらうことにした。

具体的事例の一部は次のとおりである。

イ、税務調査中を利用して天下りの要請をした例
納税者より次のような手紙をいただき顧問を解除された「税務調査の折×税務署員の紹介でY税務署長と懇意になり何かとお世話になりました。ついては、署長退任後税理士事務所を開業するので、顧問にさせてくれと懇請を受け、いたしかたなく引受けました。
今日まで10数年に渡り、お世話になった先生をお断わりする事は真にすみませんが何卒事情をご賢察のうえご諒承ください。」

ハ、優良法人に指定することを条件にして天下りしてくる例

S税務署の副署長が今度A会社を優良法人に指定したい。ついては、今度退職するので顧問にしていただけないかと申込んできた。納税者は申し入れを承知したので、私は顧問を解除された。

ニ、1年・2年の間に一般税理士が顧問契約を解除された例

K税務署の調査にきた上席調査官が調査終了後、月に2～3回近くに来たと行ってその顧問先に来た。その後顧問になり、報酬は私が3万円、天下り税理士が5万円。その後税務調査があり、その天下り税理士は立会いをせず調査の終了する頃顔を出し、話しをただけで私

ロ、国税局が天下り顧問先を獲得する例
局総務課長と署の副署長が会社を訪問して副署長より

の立会いの悪口を言われ、顧問契約を解除された。天下り税理士が関与してから1年6ヶ月後であった。

ホ、天下り税理士の関与が延期となった例

天下り税理士問題が新聞で報道されたので、天下り税理士が関与する開始時期は今年ではなく54年に延期された。

へ、税務調査の折戻しい調査があったが、その後あっけなく調査が終了したと思ったら天下り税理士が顧問となってきた。

後に、私がトイレに行っている間に調査官は退職する税務署長のために顧問予約を申込み、納税者が承知した結果であることがわかった。

〈別掲Ⅱ〉

天下り税理士の弊害

(1) 天下り税理士はかつての国税職員である部下に、たえず金品を手渡し続けており、必要時に顔をきかせて税務調査をウヤムヤに終らせたりしている。

このことは、税務行政不信の大きな原因となり、一般納税者に対し、税理士不信の感を植えつけ、脱税心の助長の基となる。

(2) 天下り税理士が税務署員と組んで、納税者をおどし金品を収受している。

(3) 課税権ある官署が法衣の下に鎧をちらつかせて顧問予約要請をすることは悪質総会屋の恐喝と異ならず、マッチポンプのやり方で、税務行政の信用を著しく失墜する。

(4) 国税局、税務署幹部の公私混同した天下り要請は、一般職員の不満、不公平につながりモラルが低下する

(5) 特別税理士試験にて安易に税理士資格が取得できる天下り税理士の場合、中には日常業務である税務申告書も満足に作成出来ないものもあり、納税者を含む国民に軽視されることになる。

さらに税務調査の立合において税務職員より、我々税理士に対し、税務署出身者には何んらかの特典が与えられているのではないかという疑問が生じてくる。

〈別掲Ⅲ〉

意 見

1. 官民給与格差

特に退職金の格差（退職金の全くない企業数が半数を超え、これらを含めない上での比較統計によっても尚過大である。）が叫ばれている現状で、退職金、恩給が保証され、さらに無試験同様の特別試験によって資格が付与され、さらに生活のカテを与えるために組織を動員して、餞別代りに顧問先をあっせんすることは到底、国民の共感を得られない。

2. 私が関与している顧問先に今度退職する税務署長が菓子折をもって顧問依頼にきた。私も税界出身者として大変はずかしい。

3. 私は開業して10年近くになりますが、まだ収入金額（所得ではありません）が1,000万円にはるかに及ばないところ です。

天下り税理士のみが、開業早々に所得で1,000万円をこすということを聞き、世の中の不公平、官尊民卑を是認する風潮にいきどおりを感じる。

4. (1) 税務職員が、退職後、早い時期に開業できる現状は問題である。

国家公務員法第103条（私企業からの隔離）や税理士法42条（業務制限）が有効厳正に守られるようにすべきである。

(2) 天下り税理士排除の監視機関の設置が望ましい

日税連・日税政 国会議員に法改正を訴える

「使命」・「自主権」・「代理権」「特試廃止」欠落ノ

昭和五十三年十月

税理士法改正に関するお願い

(外部団体関連問題)

自由民主党

先生

かねてから税理士業界のことに
ついて御高配賜わり厚く御礼申し
上げます。

日本税理士会連合会が希求して
きた税理士法改正問題は、お蔭様
で曙光を見つつありますが、なお
外部団体に関連する次の問題につ
いて、特に、先生の御理解と御支
援を賜わりますようお願い申し上
げます。

第一 税理士業務の対 象税目について

税理士業務の対象税目は現行の
限定列挙を改め、包括的な規定振
りとしていただきたい。

(趣旨) 税理士業務の対象税目

日本税理士会連合会
日本税理士政治連盟

(税理士法第二条注書)は、現在
所得税、法人税、相続税、贈与税、
事業税、市町村民税、固定資産税の
七税目に限られ、その他の国税、地
方税の書類作成については、行政
書士法の定めによりすべて行政書
士の独占業務(有償の場合とする)
に入ることとなり、甚だし
い矛盾と支障を来たし、納税者の
不便も少なくない。

本来、租税に関する職業的専門
家は税理士だけであるから、税理
士の独占業務に入れることを不適
当とする税目(注1)を除外した
ほかはすべて包括的に税理士業務
の対象税目としていただきたい。
なお、これによって行政書士の既
得権を奪い、或は納税者に不便を
かけることとなる税目については

行政書士会との関係調整を図るこ
とに吝かでない。

また、除外した税目については
納税者の便益の観点から、行政書
士のみ業務とせず、税理士も随
時、これを取扱うことができるこ
ととしていただきたい。

(注1) 次のような税目を除外す
ることが妥当であると考え

- 一、国税通則法に掲げる国税に
該当しないもの
- 二、自動確定、印紙(証紙)納
付のもの
- 三、印紙税、登録免許税、自動
車重量税、狩猟免許税ほか
- 四、税理士関与の余地に乏しい
もの

- 日本銀行券発行税、取引税、
取引所特別税、たばこ消費
税
- 四、地方税の法定外普通税

第二 税務書類の作成 の範囲について

税務書類の作成業務に、「申告

書等の作成に關し課税標準の計算
をし、又はもっぱら当該計算をす
る目的で、計算し、若しくは整理
する(注2)こと」を加えていた
いただきたい。

(趣旨) 課税標準の計算を行う
ことが税務書類の作成業務(税理
士法第二条第二号)に含まれるこ
とについて疑義はないが、小規模
な個人・法人の決算書のうちには
課税標準の計算を行うことだけを
目的として作成され、更にその会
計帳簿類のうちには、当該決算書
を作成することだけを目的として
計算し、整理する(注2)ものが
少なくない。これらの決算書・会
計帳簿類の計算と整理は、課税標
準の計算を通じて完全に税務申告
書に直結し、それ以外の目的に使
われることはないから、
税務申告書の作成と全く同質の行
為と考え、税務書類の作成業務に
入れていただきたい。

なお、右は、いたずらに税理士
の独占権を拡大しようとするもの
ではない。この種の行為が自由に
放任されているため、いわゆるニ
セ税理士ないし反税理団体の跳梁の
場となり、甚だしい低額申告が行
われて税務行政を害するほか、依
頼者本人にも不測の損害をかける

ことを防遏しようとするものであ
る。したがって、青色申告会、商
工会等と事を構えようとする意図
はさらさら無く、これら団体の機
能との関係調整を図ることに吝か
でない。

(注2) 「計算し、整理する」と
いう文言は、税理士法第三十三
条の二から引用したもので、①
伝票の整理、②諸元帳への記入
整理及び計算、③貸借対照表及
び損益計算書の作成及び計算、
④税務計算のための修正などを
指称する。

第三 附随業務として の一般会計業務につ いて

税理士は、附随業務として、税
理士の名称を用いて、他人の求め
に応じ、財務書類を作成し、財務
に関する相談に応じ、その他財務
に関する事務(この項において
「一般会計業務」という。)を行う
ことができることとしていただ
きたい。

(趣旨) 税理士の大多数が依頼
者の求めに応じ、税理士の名称を
用いて一般会計業務を行っている
ことは社会的現実であり、また、

税理士はすべて会計学に関する国家試験を経ていることも確かな事実である。このような事情を踏まえ、税理士が附随業務として一般会計業務を行うことができる旨を法定しても、なんら社会的支障はないのみならず、一般会計業務について公認会計士と税理士が同列に立つことを意図するものでもないから、既に会計業務の専門家であることを社会的に認識されている公認会計士の名譽と権益を些かも傷つけることもないはずである。

第四 税理士試験の新しい科目「税理士法」に

（趣旨）

試験科目に「税理士法」を新設していただくとともに、その場合税理士の資格を得るためには、弁護士、公認会計士にも「税理士法」を課することとしていただきたい。

（趣旨）税理士の使命と職責は最も公共的であり、国民の納税に関する義務の履行と権利の行使について適正かつ的確にこれを援助するに当たっては、税理士業務を始めるに先立ち、税理士業そのも

のに関する正確な知識と道義の体得を必要とする。

このような観点から、日税連は税理士試験の新しい科目として職業法たる「税理士法」が口述試験により実施されるようになることを望んでいるところ、これにご理解をいただくとともに、この場合には弁護士・公認会計士にも同様の趣旨により、この「税理士法」試験を課することとしていただきたい。

第五 「登録即入会制」の採用並びに税理士の登録を受けた弁護士の入会について

「登録即入会制」に改めていただくとともに、その場合、税理士の登録を受けた弁護士について例外規定を設けないこととしていただきたい。

（趣旨）「登録即入会制」は、弁護士会、公認会計士協会、弁理士会、司法書士会等について採用されており、もはやこの種の職業的専門家業界の一般の趨勢である。しかるに税理士の場合、現行では、登録を受けても即時入会を要せず、開業するとき初めて入会すればよいシステムになっており

そのため幾多の弊害（注3）を生じているので、この際、「登録即入会制」に改めていただきたい。

また、現在「登録即入会制」でないため、弁護士で税理士の登録を受けても税理士会に入会しない者（注4）は、税理士法第五十二条の制限により税理士の名を用いて税理士業務を行なうことはできず、同法第五十一条の通知弁護士として弁護士の名で税理士業務を行わなければならないこととなるが、登録を受けた税理士であることには相違ないのだから、名刺、看板等には税理士名を用いることは可能であり、つまり、税理士の名を用いながら税理士の資格で仕事をせず弁護士の資格で仕事をするという甚だ変則的狀態になっているのみならず、この辺の事情を知らない依頼者に対して不具合でもある。「登録即入会制」への移行とともに、このような変則的狀態は自動的に解消する筈合いであるが、かかる弁護士のために、更に特別の例外規定を設けることがないようにお願いしたい。

ちなみに、弁護士法第三条第二項で税理士と同じ扱いを受けている弁護士が組織する弁理士会では「登録即入会制」であるため、弁護士登録を受けた弁護士はすべて

無条件で弁理士会に入会している。

（注3）一、現在登録税理士約三六、〇〇〇人。うち未入会税理士約四、〇〇〇人であるが、このうち通知公認会計士約一、二〇〇人を除く二、八〇〇人は、事務所のあるを届け出て登録を受けながら開業していないわけであり、そのような存在は奇異というほかない。

二、右二、八〇〇人のうち他の税理士事務所勤務している者を除く相当数の中には、第五十二条違反を犯している銀行員・会社員等も少なくないと推察される。また、これらのうちには、死亡しても遺族が登録抹消の手続を怠っているため登録が残っている者も相当ある模様。

三、ひとたび入会し開業した者が廃業した場合には、登録の抹消をしなければならぬこととなるが、登録後、未開業未入会のままの場合には、同じ状態ながら登録が存続することとなり、不公平かつ矛盾がある。

（注4）弁護士で税理士の登録を受けた者四九一人（昭五三・三三・一現在。以下同じ。）右のうち税理士会に入会した者二四六人、未入会の者二四五人。

第六 通知公認会計士の特例について

通知公認会計士特例の現状は、立法趣旨から大きく逸脱している。同特例の原点に返すほか、更に合理化を図るため税理士法第五十一条の二を抜本的に改めていただきたい。

（趣旨）通知公認会計士特例（税理士法第五十一条の二）の立法趣旨（注5）は、昭和三十一年税理士法改正により「税理士業務を行う税理士の税理士会への強制入会制」が採られることになったことに伴い、公認会計士を本業とする者がごくまれに税理士の仕事をしようとする場合に、わざわざ税理士会に入会しなくてもこれを可能ならしめる方途を講じたものである。しかるに、その後、公認会計士業界と税理士業界の確執の深刻化（注6）もあり、公認会計士協会は右の立法趣旨を無視して通知公認会計士の増大策に努めた結果、現在通知公認会計士数は一、二〇〇人を超えなお累増の傾向にあり（注7）、税理士制度の秩序維持のうえから大きな弊害（注8）を生ずるに至っている。

放置するにおいては、将来、税理士制度の混乱ひいては税務行政に支障を来たすこと必至（注7）であるから、ここで通知公認会計士特例の原点に返すほか更に抜本的に、第五十一条の二は、監査本業の公認会計士が本業に附随してごくまれに税理士の仕事に踏み込む場合だけを対象とするものとし、その場合、税理士会入会を要しないはもとより、税理士登録も要しないなどその合理化を図ることとして同条を次のように改めるのも一案と考える。（注9）

第五十一条の二 公認会計士（税理士である者を除く。）は、第二条第一項各号に掲げる事務を臨時に行う場合には、当該事務について委嘱者の住所及び氏名又は名称を日本公認会計士協会を経て国税庁長官に通知しなければならぬ。

（注5）参議院大蔵委員会において、税理士法第五十一条の二の提案者黒金泰美衆議院議員は、同条の新設理由について次のように説明している。

「公認会計士たる税理士については、本来の公認会計士の職務を主として、ごくまれに税理士の仕事を行う者がある。かような者については、税理士会に加

入しない場合においても国税局長に通知することにより、依頼された事件に限って税理士業務を行うことができる、かような特例を設けることとした。」

（注6）両業界の確執が深刻になった原因

一、商法改正問題を巡り、両業界で深刻な意見の対立があったこと。

二、根本的には、公認会計士が当然税理士資格を保有し、しかも職業関係にある（弁護士にはこれが無い。）という現行制度が内包する税理士単独資格者と公認会計士兼有資格者間の深層心理の葛藤相勉があること。

（注7）通知公認会計士会は、公認会計士試験合格者に対し、税理士登録を受けても極力税理士会に入会しないように勧奨し、通知公認会計士会と税理士会は税理士業務に関し全く同格であるような誇大な宣伝を行っているため、事情に疎い新規合格者はほとんど通知公認会計士会に入り、税理士会入会者は最近影を潜めた。

通知公認会計士の増加率は年間約一〇〇人であるが、現在二〇〇人の通知公認会計士を三

千、五千という具合に増加して一個の既成事実を作り上げ、これによって「公認会計士は、税理士登録をしなくとも、公認会計士の資格で税理士業務を行うことができる」制度を獲得することを積極的目標としていると公認会計士協会は自ら称している。しかし、大蔵省証券局管轄下の公認会計士に、公認会計士という資格のみで、国税庁管轄下の税理士の業務を自由に行わせることは、税理士制度の混乱と税務行政の支障を招くだけでなく、もともと法制上も不可能事に属することである。

（注8）通知公認会計士特例制の弊害

一、税理士会は、税理士の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、会員の指導、連絡及び監督を行うものであり、更に今回の改正により税理士の研修も極めて積極的に行うこととなる見込であるが、大蔵省証券局管轄下の公認会計士協会ないしその一部門である通知公認会計士会に対し、その会員たる税理士の指導、研修、連絡、監督について、税理士会が会員に対して發揮しているような主導

性を求めることは法的に不可能である。通知公認会計士たる税理士の義務の遵守ないしその品位保持、資質向上等の施策の面において片手落ちとなることを免れない。

二、税理士会が、零細企業を中心とする小企業納税者のために、直接又は青色申告会・商工会・商工会議所等を通じて無報酬又は極低廉な料金で指導援助業務を行い、地域社会更には税務行政に裨益するところ多大であることは周知のとおりであるが、通知公認会計士にそのような率仕的活動は期待できない。通知公認会計士会は、「求められれば、いつでも出勤する」と称しているが、税理士会のように税務署管轄区域ごとに、相当人数からなる支部組織を持たない限り、事実上実行不可能であり、空念仏に過ぎない。通知公認会計士は小企業納税者援助業務についてならんら勞するところなく、ただ税理士業の利益だけを享受しているといつても過言でない。

三、一に述べたとおり監督指導を受ける煩しさが無いこと、二の小企業納税者援助業務の

労が無いことなど目先の実利があるため、これを奇貨とし監査業務は全くか、或はほとんど行わず税理士業務のみを相当盛大に行っているにかかわらず、税理士会を脱会し、通知公認会計士に奔る例が少なくない。弊害極まりというべきである。

（注9）監査業務を本業とする公認会計士であって、本業に附随してごくまれに税理士の仕事に踏み込むような場合には、それは反復継続される「業として」のものではないとみなし、税理士会入会はもとより、税理士登録をする必要もないこととする。これは、制度的簡便・合理化に資するものではあるまいか。しかし、このような考慮だけであれば特に法文を設ける必要もないわけであるが、その仕事が多発して「業として」のものに発展するのは好ましくないもので、それを防止するために、当該仕事はその都度国税庁長官に届け出ることを法文で義務づけ、国税庁長官がチェックしながら「ごくまれに」を脱し「業として」に達したと認めるときは、その監督権を發動して税理士登録を勧告するシステムを立案した。

（注9）監査業務を本業とする公認会計士であって、本業に附随してごくまれに税理士の仕事に踏み込むような場合には、それは反復継続される「業として」のものではないとみなし、税理士会入会はもとより、税理士登録をする必要もないこととする。これは、制度的簡便・合理化に資するものではあるまいか。しかし、このような考慮だけであれば特に法文を設ける必要もないわけであるが、その仕事が多発して「業として」のものに発展するのは好ましくないもので、それを防止するために、当該仕事はその都度国税庁長官に届け出ることを法文で義務づけ、国税庁長官がチェックしながら「ごくまれに」を脱し「業として」に達したと認めるときは、その監督権を發動して税理士登録を勧告するシステムを立案した。

税理士法改正に重大な支障

「税理士法改正に関するお願い」の回収を申し入れ

昭和五十三年十一月二十四日

全国青年税理士連盟

会長 石亀邦俊

日本税理士会連合会

会長 山本義雄殿

日本税理士政治連盟

会長 波多野重雄殿

自民党国会議員向け「税理士法改正に関するお願い」回収についての緊急申し入れ

日本税理士会連合会並びに日本税理士政治連盟が連名で作成し、自民党国会議員向けに配布された「税理士法改正に関するお願い（外部団体関連問題）」（以下「法改正」）に関する「お願い」というものは、その作成過程、記載内容ともに極めて問題点が多く、今後の法改正運動の上に重大な影響を及ぼすことは必至とみられるので、本連盟は、同文書をすみやかに回収されるよう強く申し入れる。

なお、日税連並びに日税政執行部は、会員の念願である「基本要綱」の実現を目指し、税理士会の歴史に汚点を残すことのないよう

機関決定にそって最大限の努力をすべき責務を負っていることを認識すべきである。

申し入れに関する主な理由は左記の通りである。

記

一、法改正問題は、税理士制度の将来を決定づける最も重大な問題であり、機関の審議を通じた会員の総意が反映されるべきであるが「法改正のお願い」の作成にあたっては、日税連税理士法改正対策委員会の審議に付されていない

二、「法改正に関するお願い」の記載文書中、附属業務としての一般会計業務に関する「一般会計業務について公認会計士と税理士が同列に立つことを意図するものでもないから、既に会計業務の専門家であることを社会的に認識されている公認会計士の名誉と権益を些かも傷つけることもないはずである。」との表現からも明らか

如く、一部執行部が目指している「税理士法改正における一般会計業務は、公認会計士が行なう会計業務より低く位置づけられた屈辱的

な、見せかけの業務に過ぎないものであり、会員の業務拡大に対する期待を裏切るものである。

三、税理士法改正運動の歴史は、税理士の使命を明確にし、社会的地位の向上を目指したものであるが、現在、税理士の使命に関し、

税理士会が目指す内容実現の見通しが立っていない段階であると聞かされている。にも拘らず、税理士試験の中に新たに「税理士法」を口述試験として実施することが要望されている。受験生に対し、「踏み絵」となる危険性のある新科目の設定を、日税連と日税政執行部が連名で軽々に要望していることは極めて重大である。

四、新科目「税理士法」に関し、特別試験対象者について何ら触れられていない。

新科目の設定を要望する前に、特試験廃止、資格認定制度の導入絶対阻止こそが先決である。

五、「通知公認会計士特例について」の要望は、基本要綱にもなく

さらに現行法からも大きく後退し改悪につながるものである。

さらに、改正条文によれば、税理士業務を二分化し、事実上の一局複数会制の実現を意図したものであることは明白である。

六、税理士業界の唯一の意思統一の証しである「基本要綱」の最も重要な柱である「税理士の使命」「自主権の確立」「代理権の明確化」「特別試験の廃止」等について何ら触れていない。「法改正に関するお願い」を、わざわざ現在の重要な段階で国会議員に軽々に配布したことは、法改正に関する税理士業界の真意を伝えず、国会議員に対する法改正への認識を誤らせる結果となる。

七、日税連並びに日税政執行部の機関ないし、機関決定を逸脱または無視した独断専行による行為は外部に対する業界内部の不統一を示すことになり結局、税理士全体の信用を失墜させ、将来の法改正運動に著しいマイナスとなる。

八、「法改正に関するお願い」は自民党以外の国会議員無視につながり今後の国会筋に対する働きかけをする上で著しい障害となる。

好評です

先生の事務所のニュース

月刊『税経月報』をご利用ください

▷ご一報ください——見本ご送付致します。

中小企業の経営・法律・節税対策のための記事を中心に編集しております。

印刷 一廉価・迅速一

先生の事務所の便箋・封筒・伝票などの印刷もお受けいたします。ご用命ください。